

## 「チャリティスマイル」ご利用規約

本規約は、ソフトバンク株式会社（以下、「当社」といいます。）が提供する「チャリティスマイル」（以下、「本サービス」といいます。）の利用条件等を定めるものです。

本サービスをご利用の際は、必ず本規約に記載された内容をご確認いただき、ご承諾の上ご利用ください。なお、当社は、お客さまが、本サービスをご利用されたことにより、本規約にご承諾いただいたものとみなします。

### 1. 本サービスの概要

- (1) 本サービスは、全国の頼れる家族がいない子どもや虐待などで居場所を失った子どもたちの自立に向けた支援、大規模な災害が発生した場合の国内外の被災地支援を目的とするものです。
- (2) 本サービスは、当社が、お客さまが負担する寄付金を、全国の遺児・孤児に対する奨学金支援や、さまざまな環境的要因により自立が困難な子どもたちを支援している団体（以下、「支援団体等」といいます。）や、大規模災害発生時に、被災地支援をおこなっている団体（以下、「被災地支援団体等」といいます）に対して寄付をするサービスです。
- (3) 当社は、本サービスにおいてお客さまが負担する寄付金の全額（決済手数料は当社負担）を、お客さまの請求金額確定後、お客さまのお支払い前に支援団体等および被災地支援団体等に立替払いいたします。
- (4) 当社は、本サービスにおいてお客さまが負担する寄付金と同額を支援団体等および被災地支援団体等に寄付を行います。（以下、このように、当社が負担する寄付金を「マッチング寄付金」といいます。）
- (5) 寄付先となる支援団体等および被災地支援団体等に対する寄付金の配分割合は、別途当社が定めるとおりといたします。
- (6) 当社は、当社が立替払いをした寄付金をお客さまがお支払いにならないまま当社が別途定める期間を経過した場合、当該寄付金の寄付先である支援団体等および被災地支援団体等に対して、当該寄付金相当額および当該寄付金に対応するマッチング寄付金相当額の返金を求めること、あるいはその後本サービスにより当該支援団体等および被災地支援団体等に対して寄付する金額から当該寄付金相当額および当該寄付金に対応するマッチング寄付金相当額を差し引き計算して支払うことがあります。なお、当社が、このような返金を受けたり差し引き計算を行った後にお客さまからの寄付金の入金を確認した場合、当該寄付金およびこれに対応するマッチング寄付金は別途当社が定めるところに従って取り扱われるものとします。

### 2. 本サービスの提供期間等

- (1) 本サービスは、2016年2月1日から加入受付開始します。
- (2) 本サービスの契約期間は24ヵ月間です。契約期間は適用開始となった日から翌月請求締日までを1ヵ月目として計算します。
- (3) 本サービスは、いつでも当社所定の方法により解約することが可能です。

### 3. ご利用条件

- (1) 本サービスは、当社の提供する電気通信サービスの個人のお客さまを対象とするサービスで

す。

- (2)本サービスは、ソフトバンク携帯電話取扱店、My SoftBank、カスタマーセンターからお申込・解約が可能です（通信料は別途お客さまの負担となります）。
- (3)本サービスを利用するには、当社所定の方法による申込みが必要です。
- (4)本サービスは、当社が別途定める本サービス対応機種を利用するなどの本規約および当社ウェブページ等に定める所定の要件をみたすお客さまがご利用できます。
- (5)お客さまのご契約内容等によっては、本サービスの全部または一部のご利用ができない場合がございます。
- (6)未成年者のお客さまが本サービスをご利用される場合には、法定代理人の同意を得るものとします。なお、当社は、お客さまが本サービスのお申込みをされたことをもって、法定代理人の同意を得たものとみなします。

#### 4. 料金

- (1)本サービスにおいてお客さまの負担する寄付金額は、月額10円となります。
- (2)本サービスにおいてお客さまの負担する寄付金額については、本サービスの利用申込または解除を行った日を含む料金月については、日割計算を行った金額をお支払頂くものとし、1円未満の金額は切り捨てるものとします。ただし、日割計算後の寄付金額が1円未満となる場合は、当月における当該お客さまの寄付金はないものとします。なお、当社の負担するマッチング寄付金額についても、これに対応するお客さまの寄付金額と同様に算出します。
- (3)本サービスにおいてお客さまの負担する寄付金については、当社のウェブ通信料および月々の携帯電話ご利用料金（以下「携帯電話料金等」といいます。）とあわせてお支払いいただくものとし、なお、お客さまが、携帯電話料金等についてクレジットカードでのお支払いを選択されている場合、本サービスにおいてお客さまの負担する寄付金は携帯電話料金等と同様にクレジットカード会社から請求されます。
- (4)本サービスにおいてお客さまの負担する寄付金は、本サービスのお申込を行った当該携帯電話番号のご契約者さま（以下、「請求先契約者」といいます。）にお支払いいただきます。
- (5)お客さまは、請求先契約者がお客さまと異なる場合、本サービスお申込み前に、請求先契約者から寄付金も合わせて請求先契約者に請求されることに関して同意を得るものとします。なお、当社は、お客さまが本サービスのお申込みをされたことをもって、請求先契約者の同意を得ていたものとみなします。
- (6)当社の通話料明細書には、本サービスご利用分であることが記載されます。月々の携帯電話料金等をクレジットカードでお支払いの場合、寄付金は、クレジットカードの請求書には携帯電話料金等と合算の上表示されます。
- (7)本サービスにおいてお客さまの負担する寄付金は非課税です。
- (8)本サービスにおいてお客さまの負担する寄付金は、月月割の対象利用料金、ソフトバンクポイントの対象利用料金等になりません。
- (9)寄付金の金額、支払い時期、支払い先の指定はできません。
- (10)プリペイド回線は、本サービスの対象外となります。
- (11)本サービスにおいてお客さまの負担する寄付金は、一定額お知らせサービス、一定額ストップサービスの対象外となります。
- (12)その他、本サービスにおいてお客さまの負担する寄付金に関するお支払い方法等の詳細については、4G通信サービス契約約款・5G通信サービス契約約款（以下、「契約約款等」といいます。）に準ずるものとします。

#### 5. 注意事項

- (1) 当社および、支援団体等や被災地支援団体等は、お客さまが負担する寄付金につきまして領収書等の発行はいたしません。
- (2) お客さまが負担する寄付金については、ご返金いたしかねますのでご了承ください。
- (3) 支援団体等や被災地支援団体等の活動内容、寄付金の使途等、支援団体等や被災地支援団体等に関するお問い合わせについては当社では対応いたしません。
- (4) 本サービスのお申込回線の電話番号の変更もしくは譲渡、承継の場合も、解約手続きがなされない限り本サービスの適用は継続されますのでご注意ください。
- (5) 当社は、寄付金による支援団体等の活動内容を報告する目的、および当社が行う社会貢献施策を告知する目的で、お客様にご連絡を行う場合があります。

## 6. 当社の免責事項

- (1) 支援団体等および被災地支援団体等およびその活動について、当社は一切保証を行うものではなく、これによりお客さまが何らかの損害を被ったとしても、当社はその賠償の責を一切負わないものとし、お客さまと被災地支援団体等間の紛争はお客さまと被災地支援団体等との間で解決するものとしします。
- (2) 寄付金の使途は、支援団体等および被災地支援団体等の自由裁量に委ねられ、当社は一切責任を負わないものとしします。
- (3) 当社は、本サービスを提供したことに伴い、お客さまが何らかの損害を被った場合であっても、当社に故意または重大な過失がある場合を除いて、その賠償の責を一切負わないものとしします。

## 7. 本サービスの停止等

- (1) 本サービスは、当社の都合により、一時中止・停止、全面的な停止、終了および廃止等をする場合があります。なお、これによりお客さまが何らかの損害を被ったとしても、当社はその賠償の責を一切負わないものとしします。
- (2) お客さまが本サービスの利用に関し、当社に損害を与えた場合や本規約に違反した場合等、当社が本サービスを提供する上で不適切と判断したお客さまについては、当社は、本サービスの利用停止、利用解除、その他契約約款等に定める措置をとることができるものとしします。

## 8. その他

### (1) 本サービスおよび本規約の変更等

本サービスの内容および本規約は、当社の都合により、お客さまの承諾を得ることなく、全部または一部が変更される場合があります。当該変更の後には、当社は変更後のサービス内容および本規約に従って本サービスを提供させていただきます。変更後の本規約は当社ホームページから閲覧いただけます。なお、当社は、これによりお客さまが何らかの損害を被ったとしても、その賠償の責を一切負わないものとしします。

### (2) 損害賠償

お客さまが、本規約に反した行為又は違法な行為等を行ったことによって、当社に損害を与えた場合、当社はお客さまに対して損害賠償請求ができるものとしします。

### (3) 合意管轄

お客さまと当社との間で本サービスまたは本規約に関連して訴訟の必要が生じた場合は、当社の本店所在地を管轄する東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

発行日：2016年2月1日

最終改正日：2024年8月1日